

## 農地法第3条の規定による許可申請

（総会案件）

1. 熊取町内の農地について、所有権を移転し、また地上権、永小作権、質権、使用賃借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合です。
2. 許可権者  
熊取町内の方が熊取町内の農地を譲り受けるまたは権利の設定を受ける場合：①  
他市町村の方が熊取町内の農地を譲り受けるまたは権利の設定を受ける場合：②
3. 提出書類

| 必要書類 |                                |       |                          | ①   | ②   |
|------|--------------------------------|-------|--------------------------|-----|-----|
| 1    | 許可申請書                          | 様式例 1 | 必須                       | 1 部 | 1 部 |
|      |                                | 様式例 2 | 原則全ての申請者が提出<br>不要な者※ 1   |     |     |
|      |                                | 様式例 3 | 使用賃借または賃貸借に限る申請者のみ提出     |     |     |
|      |                                | 様式例 4 | 特殊事由による申請者のみ提出<br>提出者※ 2 |     |     |
|      |                                | 様式例 5 | 必須                       |     |     |
|      |                                | 様式例 6 | 農地所有適格法人のみ提出※ 3          |     |     |
| 2    | 土地の登記事項証明書※ 4                  |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 3    | 印鑑登録証明書（譲渡人・設定人）               |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 4    | 住民票の写し（譲受人・被設定人の世帯全員）          |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 5    | 申請地の位置図（1／10，000程度）            |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 6    | 申請地及び付近の地番を表示する図面（地籍図）※ 5      |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 7    | 法人の登記事項証明書、定款または寄付行為の写し（法人の場合） |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 8    | 契約書の写し（使用賃借または賃貸借）             |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 9    | 関係地区農業委員供覧書                    |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 10   | 誓約書                            |       |                          | 1 部 | 1 部 |
| 11   | 耕作証明書（譲受人・被設定人）（居住地の農業委員会発行）   |       |                          |     | 1 部 |
| 12   | 現在の耕作状況一覧表（譲受人・被設定人）           |       |                          |     | 1 部 |
| 13   | 譲受人・被設定人の住所地から申請地までの経路図（縮尺を明記） |       |                          |     | 1 部 |

その他個々に応じて必要な書類を添付する場合があります。

- 【例】・戸籍謄本（2親等内の親族であることの確認が必要な場合）  
・未成年者による申請の場合、親権者または後見人と併記し、  
親権者または後見人であることを確認できる証明書

申請書の締切は毎月20日（20日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日）です。

※裏面に注意事項あり

※1 ①地上権、地役権の権利設定

②農業協同組合・農業協同組合連合会が農協法第10条第2項または同法第11条の31第1項第1号における権利設定

③権利取得者が景観整備機構

※2 ①様式2の不要な者の場合

②農地所有適格法人以外の法人でその者の業務の運営に必要なものとしての権利設定  
(地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、農協 他)

※3 農地所有適格法人が取得する場合は、下記の追加書類が必要です。

| 必要書類 |                                                                  |     |
|------|------------------------------------------------------------------|-----|
| 1    | 法人登記事項証明書、定款の写し<br>定款には原本と相違ない旨、記入・押印してください。                     | 1 部 |
| 2    | 組合員名簿（または株主名簿、社員名簿）                                              |     |
| 3    | （農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合）<br>構成員が承認会社であることの証明書、その構成員の株主名簿 |     |
| 4    | （法第2条第3項第2号チに掲げる者が構成員である場合）<br>構成員と農地所有適格法人との契約書（写し）             |     |

※4 相続登記が行われていない場合は、速やかに相続登記を行ってください。  
また、遺産分割協議書等、真正な権利者であることを確認できる書類を添付してください。  
所有者の現住所が登記簿上の住所と異なる場合には、住民票の写しまたは戸籍の附票等により、同一人であることが確認できる書類を添付してください。

※5 法務局の証明のないものには、余白部に取得日、取得方法を記入し、取得者が記名押印してください。